

資料No. 1

1 自主防災組織（自治会）へのお願い

避難勧告等の発令時は、地区住民に避難の呼びかけを

- ・勧告等の呼びかけに応じる人が少ない

避難所に自治会の集会所の活用を

- ・町の避難所は遠いし、知らない人ばかりだろうから行きにくい

災害発生後はただちに住民の救出、安否確認を

- ・深刻な災害では、早急な「公助」は期待できない

◆問い合わせ先 総務課情報防災室 米塚・菱井（電話 37-5862）

資料No. 2

2 自治会長所有の携帯電話番号の提供について

災害や緊急時の非常用の連絡先として使用しますので、別紙にご記入の上、報告をお願いします。

なお、通常時の連絡において固定電話が繋がらない場合なども使用させていただきますので、ご了承ください。

資料No. 3

3 自治会相談員の配置希望について

自治会相談員とは、自治会長と役場を結ぶ仲介となる者です。（詳細は別紙参照）

配置希望のあった自治会に町職員1人を選任・配置。配置期間は、平成31年4月1日から1年間です。

配置を希望される自治会は、別紙にご記入の上、提出をお願いします。

◆2・3の問い合わせ先 総務課総務室 杉川・新川（電話 37-5861）

自治会相談員について

役場の相談窓口の一つとして自治会長と役場を結ぶ架け橋となり、役場への報告・連絡・相談をお受けする自治会相談員（町職員）を配置します。

相談員は、適切な担当課を紹介するなどを行って、自治会からの質問・課題を一緒に解決していきます。

○配置相談員（配置期間は年度ごと）

- ・配置希望調査を行い、配置希望のあった自治会へそれぞれ1名ずつ配置します。
- ・担当する職員が決まりましたら、自治会にお知らせします。

○相談や依頼の例

- ・〇〇について知りたい。役場の担当課（担当者）を教えてください。
- ・町道に土砂が入り、通行できなくなっている。担当課に復旧を依頼してほしい。
- ・この書類を役場の担当課に届けてほしい。
- ・自治会で〇〇をしたいのだが、活用できる補助金がないか調べてほしい。

など

○注意点

- ・相談員は、役場との仲介役、助言者としてお手伝いをする者です。よって、自治会が本来行うべき作業等は、お手伝いや代行はいたしません。
- ・土日や祝日など役場が閉庁となる時間帯でも相談や連絡等をお受けしますが、回答や実際の対応は、担当課へ連絡できる平日となる場合もあります。ご了承ください。
- ・夜間の時間帯（午後9時～翌午前8時）には、連絡を受けることはできません。
- ・災害や人命等にかかわるような緊急を要する連絡につきましては、相談員ではなく、役場・警察・消防等へ直接ご連絡ください。

◆相談員の活動状況

区 分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
配置数	29 人	28 人	26 人	23 人
相談件数	14 件/7 自治会	11 件/10 自治会	10 件/5 自治会	-

※その他不明な点は、総務課総務室にお問い合わせください。

災害時等非常用連絡先報告書

自治会名	
自治会長名	
携帯電話番号	— — <input type="checkbox"/> 既に報告済み
備考	

(切り取り線)

自治会相談員配置希望報告書

(提出期限) 平成 31 年 2 月 28 日 (木曜日)

自治会名	
配置希望	<input type="checkbox"/> 自治会相談員の配置を希望する <input type="checkbox"/> 希望しない

※総務課総務室（電話 37-5861）に電話報告可